

議案第27号

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例
東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年板橋区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「前項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号ア及びイの規定にかかわらず、規則で定める小学校におけるあいキッズの実施時間については、同号ア及びイ中「午前8時から」とあるのは、「午前7時30分から」と読み替えて適用する。
別表第2に備考として次のように加える。

備考 第5条第2項に規定する規則で定める小学校におけるこの表の適用については、「午前8時から」とあるのは、「午前7時30分から」と読み替えて適用する。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

学校休業日及び土曜日におけるあいキッズの実施時間を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。